

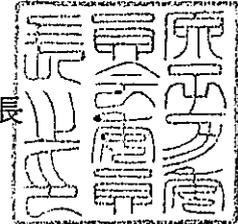


府政科技708号

平成27年7月21日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の
原子炉設置変更許可（FCA（高速炉臨界実験装置）施設の変更）
について（答申）

平成27年7月2日付け原規規発第1507023号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置
変更許可申請書（F C A（高速炉臨界実験装置）施設の変更）の核原料物
質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第24条第1項第1号に規
定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・ 試験研究用等原子炉の使用の目的（臨界実験）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料の処分の方法について、原子力の平和的利用に関する協力のための日
本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を締結している米国のエネルギー省
に引き渡すことを追加するのみであること

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認めら
れるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。